

令和3年度第1回
高松市高齢者保健福祉・介護保険制度
運営協議会（協議体）

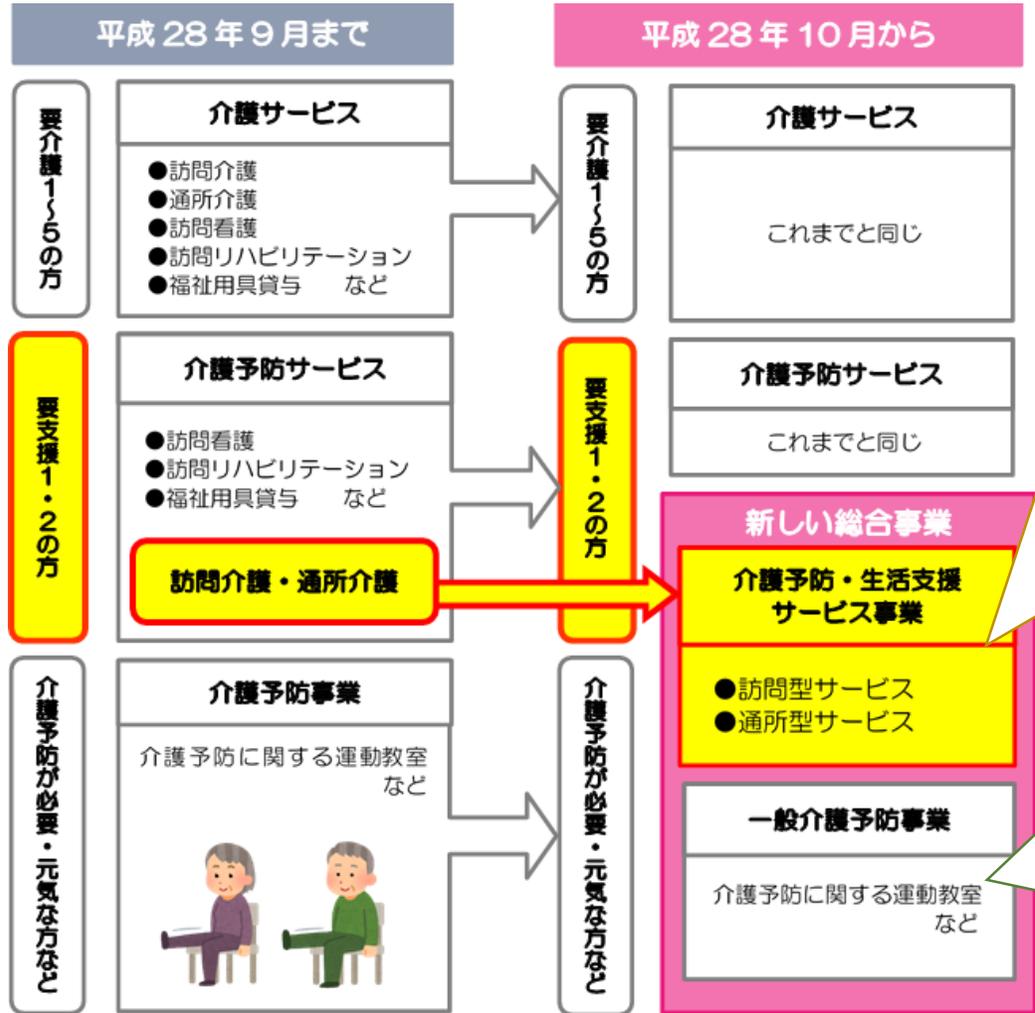
資料1

令和3年8月26日

総合事業について

① 高松市の総合事業について

介護保険制度の改正に伴い、65歳以上の高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とした「新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」が創設され、高松市では平成28年10月からサービスを開始。



介護予防・生活支援サービス事業

	従前の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	① 従前相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容等	●身体介護 入浴介助など ●生活援助 掃除、洗濯、買い物など	-	-	専門職による居宅での相談指導等 ●閉じこもりに対する支援 ●必要に応じ、口腔機能向上、栄養改善指導 (6か月間) ●手すり設置等の相談 ●自主トレーニング提案 (6か月間)
実施主体	指定事業所	指定事業所	地域住民団体	市

	従前の予防相当	多様なサービス		
サービス種別	① 従前相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容等	現行の通所介護と同様	ミニデイサービス等	自主的な通いの場	生活機能改善 (6か月間)
実施主体	指定事業所	指定事業所	地域住民団体	指定事業所

一般介護予防事業

はつらつくらぶ	楽しみながら健康維持を目指す教室を開催
各種介護予防講座	フレイルの予防 (ロコモティブシンドロームの予防、お口の健康等) の講座を開催
居場所	高齢者が心身の衰えに伴い、閉じこもりがちとなり、社会との接点をなくして孤立することを防ぐため、おおむね徒歩圏内に1か所を目安として気軽に集える居場所を開設

平成27年6月、厚生労働省から「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」が示され、左図のとおり、訪問介護と通所介護について見直し、「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行。本市では、28年10月からサービスを開始。

従来のサービスに加え、民間企業や地域住民等によるサービスを充実することで、幅広いサービスの利用が可能となる。

また、高齢者の社会参加の促進や、要支援状態になることを予防することで、要支援・要介護認定に至らない高齢者を増やし、支援や介護を必要とする暮らしをできるだけ遅らせることを目的とする「一般介護予防事業」も総合事業に含まれる。

制度改正により総合事業となったサービスの内容については、右図のとおり。

「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービスと通所型サービスは、要支援1、2の方に加え、事業対象者（※）も利用が可能。

「一般介護予防事業」は、高齢になっても生きがいや役割をもって、いきいきと生活するための取組を行う。詳細については、資料7ページ以降。

（※）「事業対象者」…厚生労働省が定めた25の質問項目に答え、介護の要因になりやすい生活機能の低下がみられた者について「事業対象者」という。

②-1 総合事業サービスBにおける対象者の弾力化について

【目的】定期的に地域の人たちと顔を合わせ、会話をする機会を作ることで、サービスを受ける対象者はもとより、サービスを担う地域の人々にとっても、見守り活動や集いの場に参加することで介護予防につながる。

これまでのサービス利用対象者

- ◆ 要支援 1, 2 の方又は事業対象者に該当する方



【介護保険制度の見直しに関する意見書（抄）（R元.12.27）】

- ・ 現在、総合事業の対象者が要支援者等に限定されており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなる点について、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、介護保険の給付が受けられることを前提としつつ、弾力化を行うことが重要である。

弾力化

【介護保険法施行規則の一部を改正する省令（R2.10.22厚生労働省令第176号）】

- ・ 総合事業の対象者の弾力化（第140条の62の4の関係）
介護予防・生活支援サービス事業の対象者に、当該事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者を追加する。

令和3年4月以降のサービス対象者

- ◆ 【現行】 要支援 1, 2 の方又は事業対象者に該当する方

+

【追加】 サービスBを利用していた方が、要介護認定（1～5）を受け、継続してサービスBを希望する方

- ◆ サービス対象者の範囲については、団体の裁量で決定



総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」のうち、令和3年4月からサービス利用対象者の弾力化が始まり、③住民主体による支援の「サービスB」については、地域とのつながりを継続する観点から、これまでのサービス利用対象者（「事業対象者」もしくは「要支援1、2」）に加え、要介護認定を受ける前から、サービスを利用していた人に限り、要介護の認定を受けた場合でも、本人の希望と地域の受け入れが可能であれば、弾力的に支援を継続できるようになった。

受け入れ地域も徐々に増えてきている。

②-2 総合事業サービスBにおける対象者の弾力化の進捗状況

■住民主体の支え合いサービス（訪問型サービスB、通所型サービスB）

サービスB実施団体一覧（R3.8.1現在）

No.	地区名	総合事業		名称	サービスB対象者（弾力化により追加した対象者を赤字で表記）
		訪問B	通所B		
1	松島	●		松島の風ささえたい	要支援1、2、事業対象者、 要介護1～5（条件あり）
			●	松島の風さくら倶楽部	
2	花園	●		はなちゃん手伝いたい	要支援1、2、事業対象者
3	築地	●		まんてがん築地 たすけたい	要支援1、2、事業対象者、 要介護1～3
4	新塩屋町		●	新塩屋町ゆめ広場	要支援1、2、事業対象者
5	亀阜	●		てまひま会かめおか	要支援1、2、事業対象者
6	女木	●		女木の里えがおに	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
			●	サロン女木の里	要支援1、2、事業対象者
7	男木	●		男木島こうりょく隊	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
8	屋島	●		おてったい屋島	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
			●	おいでまい屋島西	要支援1、2、事業対象者
			●	おいでまい屋島中	要支援1、2、事業対象者
9	古高松	●		ふれあいネット古高松	要支援1、2、事業対象者、 要介護1～5（条件あり）
10	牟礼	●		おたすけ与一くん	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
11	庵治	●		庵治支援隊	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
12	大野	●		大野地区社会福祉協議会	要支援1、2、事業対象者
13	香南	●		見守り香南	要支援1、2、事業対象者、 要介護1～5（条件あり）
			●	あんしん香南	
14	弦打	●		つるうちお助け隊	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
15	下笠居	●		下笠居おたがいさん	要支援1、2、事業対象者、 要介護1～5（条件あり）
16	川岡	●		まかせて川岡	要支援1、2、事業対象者
17	国分寺北部	●		まもりんお手伝いたい	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
18	国分寺南部	●		みなみちゃん支え愛	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
19	鶴尾	●		訪問おたすけ隊	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
20	太田		●	ほっとステーション太田	要支援1、2、事業対象者
21	太田南	●		太田南てつだいゴンタ	要支援1、2、事業対象者
22	林	●		ふれあいサービス林	要支援1、2、事業対象者、 要介護1～5（条件あり）
23	仏生山	●		てったう団	要支援1、2、事業対象者、 要介護1～5（条件あり）
24	一宮	●		ちょこっと支援一宮	要支援1、2、事業対象者
25	前田	●		前田ふれあい隊	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2
26	川添	●		川添ささえ愛	要支援1、2、事業対象者
27	西植田	●		お手伝いうえた	要支援1、2、事業対象者、 要介護1、2

訪問型サービスB



25団体のうち、18団体が弾力化

通所型サービスB



7団体のうち、2団体が弾力化

参考

【訪問型サービスB】

令和3年度第1四半期（4～6月）の実施状況

訪問型サービスBの弾力化を実施している

18団体中、7団体において

要介護1・・・6人

要介護2・・・2人 が利用

総合事業サービスBにおける対象者の弾力化の進捗状況については、現在、サービスBを実施する地域の団体は、一覧表のとおり。

令和3年8月1日現在、訪問型又は通所型サービスを実施している団体は、市内44地域中、27地域がサービスを実施している。

そのうち、弾力化を実施しているのは、訪問型は25団体のうち18団体、通所型は7団体のうち2団体が実施。

また、今年度4月から6月までの実績としては、訪問型サービスで弾力化を実施している18団体のうち、7団体において要介護1の方が6名、要介護2の方が2名サービスを利用している。

「要介護の認定を受けても地域とのつながりを継続する」という弾力化の観点から、幅広い地域で多くの方が利用可能となるよう、今後も各地域における弾力化を推進する。

③-1 一般介護予防事業について

• 担当課の見直し

令和2年度まで、長寿福祉課と地域包括支援センターで行っていた当該事業を、令和3年度から、長寿福祉課が所管し一体的に実施している。

担当課	令和2年度の主な一般介護予防事業
長寿福祉課	・ 高齢者居場所づくり事業
地域包括支援センター	・ 介護予防教室・講座（元気いきいき教室、フレイル予防講座） ・ 「元気を広げる人」等の育成・支援



担当課	令和3年度の主な一般介護予防事業
長寿福祉課	・ 高齢者居場所づくり事業 ・ 介護予防教室・講座（はつらつくらぶ（新規）、フレイル予防講座） ・ 元気支度応援金（新規） ・ 「元気を広げる人」等の育成・支援

- 高齢者居場所づくり事業

高齢者が気軽に集うことができる建物等のスペースで、介護予防や健康増進など様々な活動を行う場を開設及び運営を行う個人または団体に対し、助成金を交付する事業

- 介護予防教室（元氣いきいき教室・はつらつくらぶ）

ストレッチや体操等を行う運動教室。令和2年度まで実施していた「元氣いきいき教室」をリニューアルし、令和3年度は「はつらつくらぶ」として実施する。年間2回実施。1回当たりの期間は、「元氣いきいき教室」は5か月、「はつらつくらぶ」は4か月。（リニューアルの詳細は9～12ページ）

- 介護予防講座（フレイル予防講座）

ロコモティブシンドロームの予防や食とお口の健康に関する講座

- 元氣を広げる人

各地区保健委員会から推薦され、本市が実施する養成講座の修了者。自主的に介護予防等のボランティア活動を行う人。

- 元氣支度応援金

運動習慣がない高齢者が運動を始め、自ら継続することを応援するための補助金（詳細は11、12ページ）



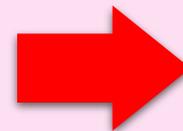
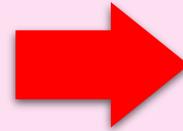
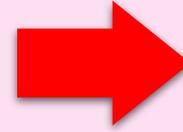
「元氣いきいき教室」の課題

・ 継続して申し込み、参加する人が多く、教室終了後、自ら運動や生活習慣の改善に取り組むなどの行動変容や、新たな趣味や生きがいに繋がることは少なかった。

・ 椅子に座って行う運動等が中心となっているため、運動強度が個々に併せにくかった。

・ 実施内容や講師の資格要件を限定していたため、委託事業者の特色を生かしきれなかった。

・ 委託事業者には運動機器やプール等があっても、教室で使用することがないため、その事業者が行う事業に継続して通う人は少なかった。



リニューアルのポイント



・ 運動習慣のない、又はこれから運動を始めたい高齢者や介護保険終了者を対象とし、新規対象者のみとする。

・ 運動施設の特徴を生かし、市民にとって興味のあるメニューを選択することで楽しく介護予防のための運動を継続することができる。

・ 教室終了後、本人の希望により、その事業所が行う事業等に通い続けることができる。
(ただし、会費等は実費)

- 「元気いきいき教室」には繰り返し参加することができたが、「はつらつくらぶ」では初めて参加する人のみを対象者とするすることで、新たに自らで運動を始める高齢者の増加を図る。
- 「はつらつくらぶ」では、より多くの高齢者が運動に興味を持つことができるよう、「元気いきいき教室」にはなかった、水中ウォーキング、ヨガ、マシントレーニング等のメニューを増やした。
- 委託事業者の特色を生かした内容の教室に参加することで、教室終了後、同じ事業者の事業に参加しやすくなる。

③-3 はつらつくらぶ・元気支度応援金の概要

はつらつくらぶ

項目	内容
目的	運動習慣のない高齢者が運動を継続することにより、生活習慣の改善に取り組み、健康を維持することができる。
対象者	教室に初めて参加する人（※参加は1回限り） (1)運動習慣がない、または、これから運動を始めたい65歳以上の人 (2)介護保険等の利用者が、サービスを終了し、介護予防に取り組みたい人
委託先	市内の運動施設（スポーツクラブ、フィットネス、スイミングクラブ等）
期間	年2期（1期あたり4か月間）いずれか一つの期間（1）7月～10月（2）11月～2月
教室の内容	(1)マシントレーニング、ヨガ、エアロビクス、水中ウォーキング等（休憩含む60分程度、月2回以上） (2)介護予防や運動に関する基礎知識や運動習慣の継続に向けた指導、助言 (3)体力測定とアンケート（質問票15項目）の実施

元気支度応援金

項目	内容
対象者	・「はつらつくらぶ」に参加後、スポーツクラブ等に入会し、 <u>3か月間活動を継続した者</u> ※既にスポーツクラブ等にて継続利用している者、入会したが、1か月の利用日数が3日以下の者等は対象外 ・支給後のアンケート調査に協力できる者
支給額	調整中
対象事業所	スポーツクラブ、フィットネス、スイミングクラブ等（期間限定の講座は除く）
申請方法	対象者が、スポーツクラブ等から利用の証明を受けて、本市に申請する。

はつらつくらぶ

・対象者の条件

- ①介護保険の要支援・要介護認定を受けていない
- ②介護予防・生活支援サービス（サービスBを除く）を利用していない
- ③市内に住民登録している
- ④継続して4か月間参加できる

・委託先

市内の運動施設（令和3年度前期は19会場で実施）

元気支度応援金

・対象者の条件

- ①「はつらつくらぶ」に、実施回数の7割以上参加している
- ②スポーツクラブ等に、終了期日を定めず入会している
- ③「はつらつくらぶ」終了日以降、要支援・要介護認定を受けていない
- ④「はつらつくらぶ」終了日以降、介護予防・生活支援サービス（サービスBを除く）を利用していない

③-4 はつらつくらぶ・元気支度応援金から始まる介護予防のイメージ

教室
開始



教室
終了



はつらつくらぶ

4か月間
(無料)

本市が委託したスポーツクラブ等が、それぞれの特色を生かして実施している運動教室に参加する。



スポーツクラブ等で
継続

3か月間(月4回以上)
(要会費)

はつらつくらぶ修了後、自主的に運動を継続し、元気支度応援金の交付を受ける。

元気支度応援金支給

※支給には条件があります

スポーツクラブ等で
継続

この先ずっと
(要会費)

応援金受給後、自主的に運動を継続し、健康寿命の延伸を図る。

★今後、高齢者が持続して介護予防に取り組むことができるためには、高齢者自身が自主的に介護予防活動を行う重要性に気づき、取り組むよう啓発しなければならない。

- 運動習慣がなかった高齢者が、「はつらつくらぶ」の4か月と元気支度応援金を申請するまでの3か月を合わせた7か月間、運動を体験することで、運動を継続し介護予防を行う重要性を認識できる。
- 今後、さらに高齢化が進むと予測される中、長期的視点からは、自治体の実施する無料で参加できる介護予防事業だけでは、十分な効果が期待できない。元気な高齢者を増やし、健康寿命を延ばすためには、高齢者自身が、介護予防は自分自身への投資であり、健康な体は財産であるという意識を持ち、主体的に介護予防に取り組むよう意識改革を行わなければならない。